

橋本市告示第38号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年2月13日

橋本市長 平 木 哲 朗

1 都市計画の種類

高野口都市計画下水道（高野口町公共下水道）

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

農業集落排水区域（西川）の公共下水道への編入関係

高野口都市計画区域（公共下水道区域への追加関係）

3 都市計画の案の縦覧場所

橋本市役所 上下水道部 下水道課